

# 浜長保険センター安全だより

令和 2 年 10 月 28 日

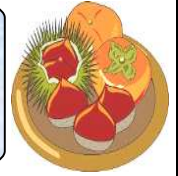
浜長保険センター 第 47 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



秋も深まり、色彩あふれる紅葉の美しさに心弾む季節となりました。皆策には益々ご健勝のこととお喜びを申し上げます。コロナと共存する生活にも慣れてきて、気も緩みがちですが、今一度、気を引き締めてこの状況を乗り越えて日々を過ごしましょう。



自転車は、幼児から高齢者まで、通学、通勤、買い物、サイクリングなど幅広く利用されている手軽で便利な乗り物です。しかし、交通ルールを無視して、自由気ままに乗れば、時には危険な乗り物に変化します。



自転車の交通ルールについて説明します。

## 1 自転車の位置付け

自転車は運転免許を必要としませんが、車両の仲間であり、当然、道路交通法が適用されます。違反すれば、罰則があります。罰金刑が科されますと前科になります。

## 2 自転車の車道通行

自転車は、歩道等と車道の区別のある道路では、車道の左側端を通行しなければなりません。  
(道路交通法第 18 条)

## 3 自転車の歩道通行

自転車は、歩道通行可の道路標識がある場合は、歩道を通行することができます。しかし、歩道通行可道路標識が設置されていない場合でも、特例として通行することができます。(平成 20 年 6 月 1 日施行)

### (1) 次の運転者

ア 児童(6歳以上 13 歳未満) イ 70 歳以上の高齢者 ウ 身体障害者

### (2) 安全確保のためやむを得ない場合

ア 道路工事、連続した駐車車両等のため車道の左側通行が困難な場合

イ 著しく交通量が多く、車道の幅が狭いため、自動車等との接触事故の危険がある場合

## 4 積載物の重量制限

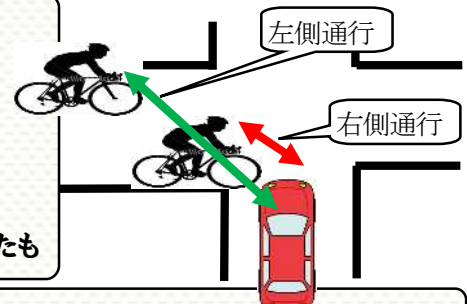
積載装置を備える自転車は、30 キログラムを超えない。

## 5 積載物の長さ、幅又は高さ

長さ 積載装置の長さ $\pm$ 0.3メートルを加えたもの。

幅 積載装置又は乗車装置の幅 $\pm$ 0.3メートルを加えたもの。

高さ 軽車両は、2メートルから、積載をする場所の高さを減じたも



## 【事例】信号のない交差点で直進する自動車と右側通行していた自転車との出会い頭事故

自転車は原則として道路の左側を走行しなければいけないので、自転車は、右側通行違反になります。

自転車が右側通行すると、自転車の右側を通行する自動車と、お互い交差点角が死角となって、発見が遅れますし、相互の距離も短くなり危険です。そのため交通ルールは左側通行を定めています。

自動車にも過失が認められますが、自転車も交通ルールに定められたとおり、左側通行を励行しましょう。

